

令和7年11月12日

各課長・参事・次長・事務局長・事務長 様

副町長 岩川 実樹

## 令和8年度当初予算の編成方針について（通知）

令和8年度当初予算について、次のとおり編成方針を定めたので、幌延町財務規則第7条第1項の規定により通知する。

### 1 国の動向と国・地方財政について

内閣府が公表した10月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある」としている。

政府が本年6月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2025（基本方針2025）では、減税政策よりも賃上げ政策こそが成長戦略の要という基本的考え方の下、既に講じた減税政策に加えて、これから実現する賃上げによって更に手取りが増えるようにする。そのために、経済全体のパイを拡大する中で、物価上昇を上回る賃上げを普及・定着させ、現在及び将来の賃金・所得が継続的に増加する「賃上げを起点とした成長型経済」を実現するとしていたが、10月の高市新内閣総理大臣の所信表明演説（閣議決定）における経済財政政策の基本方針では、「「経済あつての財政」の考え方を基本とします。「強い経済」を構築するため、「責任ある積極財政」の考え方の下、戦略的に財政出動を行います。これにより、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税率を上げずとも税収を増加させることを目指します。この好循環を実現することによって、国民の皆様は景気回復の果実を実感していただき、不安を希望に変えていきます。こうした道筋を通じ、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を抑え、政府債務残高の対GDP比を引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していきます。」との考え方が示された。

国の令和8年度予算は、「基本方針2025」に基づき、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映すること等の基本的な概算要求の方針が示されている。

総務省は、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和7

年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしており、令和 8 年度地方交付税概算要求額 19 兆 3,367 億円は、令和 7 年度当初予算額と比較すると 3,792 億円の増額見込みとなっているが、今後の社会経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等により交付見込額の変動が予想される。財政基盤が脆弱な地方にとっては、大きな影響が懸念されるところであり、適切に対応していくことが必要である。

## 2 町の財政状況と当面の課題について

本町の財政状況は、健全化判断比率等の財政指標において健全性を保っており、予算についても過度な基金取り崩しに拠らず編成し得る財政状況を維持している。しかし、物価高による各種産業への影響で税収等の財政収支が見通しづらいうえ、賃上げを起点とする人件費・労務費の増加や原材料費等の上昇を踏まえた公共事業や施設管理、サービスにおける価格転嫁の推進などにより、歳出の増加が想定される。

また、中長期的には、物価上昇に加え人口減少・労働力不足に伴う地域経済の縮小、人材確保対策に要する支出や高齢化の進行による社会保障関係費の逡増が見込まれるほか、老朽化対策として道路橋梁・上下水道等のインフラや公共施設に係る機能保持、長寿命化及び更新等が必要となり、さらには幌延中学校区小中一貫校や多世代交流施設整備に要する超大型支出も見込まれるので、今後も堅調な財政運営が求められる。

このような中で、令和 8 年度予算については、町民が快適に安心して暮らせるよう、基礎的な行政サービスの確保・充実を優先に、中長期的な視点で産業・地域振興や公共施設等の運用検討を進めるとともに、町長が三期目の町政運営を進めるにあたり掲げた目標施策や新たな行政課題にしっかり対処していく必要があるが、慢性的な労働力不足や職員の欠員補充が厳しい状況下においては、働き方改革や労働環境の改善、人材育成確保など、人への投資が喫緊の課題となっている。

## 3 予算編成の基本方針について

令和 8 年度の予算編成にあたっては、上記の 1 及び 2 を踏まえ、第 6 次幌延町総合計画に定めるまちの将来像である「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ～」の実現に向けて予算編成を行うこととする。

その際、第 6 次総合計画及び重点戦略に基づく目標施策並びに町長の目標施策実現に必要な取組に加え、業務の効率化や人材の確保・育成など人への投資に資する取組については重点的に予算配分する。また、令和 8 年度から令和 10 年度に超大型支出が見込まれることから、公共施設等の補修や長寿命化対策等は必要最小限にとどめることとし、以下のことを基本とする。

### (1) 町民の暮らしを着実に支え続ける

主人公は町民という考え方の下、町民目線を基本とし、町民の日々の暮らしを着実に支え、「幌延町で暮らして良かった」と町民が実感できるよう、基礎的行政サービスの確保と充実に努める。

## (2) 町民の安全と安心を守る

自然災害等から町民の生命・財産・生活を守るために、防災・減災対策等の行政課題に取り組む。また、幌延町強靱化計画推進に向け、施設の老朽化・長寿命化対策を進める。

## (3) 町総合計画基本計画・重点戦略に基づく取組の推進

第6次幌延町総合計画に定めるまちの将来像の実現に向け、基本計画に掲げる施策を進める。特に、重点戦略（第2期幌延町地方創生総合戦略）に掲げる各種施策は、産業の活性化、移住・定住、少子化対策、子育て・高齢者支援、人材育成確保など、人口減少の緩和と活力ある地域づくりに直結する取組みであり、最適化を図りながら着実に進める。

## (4) 町長の目標施策に掲げる「主な施策」の推進

目標施策に掲げる「主な施策」は重点施策であり、令和8年度中に達成もしくは道筋がつけられるよう着実に推進する。その際、施設の整備等にあたっては、再エネ導入や省エネの推進などゼロカーボンの実現に向けた施策や取組みを検討する。

## (5) 業務の見直しとDXの推進

これまでの事務・事業について前例踏襲に甘んじることなく、課題解決や人・予算・時間など経営資源の有効活用に向けて、必要性や有効性、推進体制、DX化等にも踏み込み徹底した評価と見直しを行い、さらなる創意工夫・改善によってサービスの確保充実と過剰経費やムダの縮減を図り、選択と集中の視点に立って施策の優先順位付けを行い、予算を見積もる。

## (6) 人材の確保と育成

まちづくりは人づくり。町（庁）内の慢性的な人手不足を緩和し、産業やしごとを活性化するため、働き方改革を進めるとともに施策等を総動員して人材の育成確保と定着に向けた取組みを強化する。

以上、予算編成の基本方針を示したので、全職員が一丸となって、現下の状況を認識するとともに、以下の具体的事項を遵守して予算要求にあたっていただきたい。

## 記

### 1 総括的事項

(1) 一般財源の7割を超える地方交付税については、総務省が出口ベースで前年度対比2.0%増を概算要求しているが、今後の経済情勢等により変動が予想されるため、前年度当初予算対比1.0%増を見込むこととする。一方、町税は固定資産税や町民税の減少が見込まれることから、歳出は一般財源ベースで前年度当初予算額を基準

にゼロシーリングの設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整すること。

(2) 投資的事業については、新たな行政課題や住民の要望等に配慮するとともに、「総合計画」や「重点戦略」、「町長の目標施策」に掲げられた「主な施策」や各種個別計画に照らし合わせながら、理事者及び関係課等と事前協議を十分に行いつつ企画し推進すること。

(3) 健全な財政運営を維持していくために、町債の発行額及び債務負担行為の設定については、事前に副町長及び総務企画課長と協議のうえ、指示を受けること。

## 2 歳入に関する事項

(1) 町税については、地域経済等の動向や課税客体の把握に努め、税込確保に留意するとともに税制改正を踏まえた確かな見込額を計上すること。また、徴収率の向上対策に意を用いること。

(2) 地方交付税は、令和8年度概算要求による出口ベースで前年度対比2.0%増であるが、人口減少影響分や基準財政需要額の増減を考慮した予算編成とする。

(3) 使用料及び手数料については、利用者数の動向や施設等の運営を考慮しながら的確な見込額を積算すること。

(4) 国、道支出金については、補助制度等の改定動向や補助金確保の情報把握などに十分留意すること。

## 3 歳出に関する事項

(1) 一般財源ベースで前年度当初予算額を基準にゼロシーリングの設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整のうえ予算要求すること。

(2) 消費的経費（人件費及び扶助費を除く）については、労務単価の改定や原材料価格の上昇による増加など、特別な事情があるものを除き、一般財源ベースで前年度当初予算額の範囲内とすること。

事務事業の改廃、効率化等、一層の創意工夫による経費節減に努め、適切な財政運営を行うこととする。

(3) 公共施設等の維持保全については、施設の安全性確保や利用者の安全安心を第一に考慮し、計画的な維持補修が施されるよう前もって長寿命化計画又は維持補修計画等を策定し、当該計画等に基づき予算要求すること。なお、令和8年度から令和10年度にかけては超大型支出が予定されていることから、補修は必要最小限にとどめること。

(4) 負担金、補助金及び交付金については、その目的を達成したと認められるもの、負担金等を縮減しても影響が少ないと考えられるもの、効果が見受けられないものについて、削減に努めること。

(5) 政策的な経費については、町長の目標施策や町の各種計画における重要度・優先度の観点や施策の全体工程などから必要性等を検討したうえで、関係課等と協議を行い、

事前に理事者の指示を受けること。

(6)新規事業については、必要性や効果等を十分検討し厳選するとともに、一般財源の負担が極力増大することにならないよう、財源の確保及び既存事業の廃止（スクラップ・アンド・ビルド）または見直しにより所要一般財源を確保すること。ただし、「総合計画」、「重点戦略」、「町長の目標施策」、「防災・減災・強靱化」及び「人への投資」に資する取組みについては、この限りとしない。

(7)その他、歳出に関する事項については、添付している「予算見積りに係る留意事項」に配意すること。

#### 4 特別会計に関する事項

(1)特別会計についても、消費的経費（人件費及び扶助費を除く）は、労務単価の改定や原材料価格の上昇による増加など、特別な事情があるものを除き、一般財源ベースで前年度当初予算額の範囲内とすること。

(2)前記事項に準じて適正な負担の確保に配慮しながら、収支の均衡が図られるよう、一層の努力を行うこと。

(3)簡易水道事業会計及び下水道事業会計については、公営企業会計に移行しているので、(2)の事項に加えて適切な会計処理が行われるよう留意するとともに、見積もれないよう十分配意すること。

#### 5 予算見積書の提出期限等について

(1)予算見積書提出期限

①経常的経費 令和7年12月 1日（月）

②投資的経費 令和7年12月12日（金）

(2)提出書類及び部数 「令和8年度予算見積書等提出書類一覧表」による。

(3)予算査定日程 別途通知する。

#### 6 参考資料

(1)令和8年度予算の概算要求について

(2)令和8年度の地方財政の課題（総務省）

(3)町長の目標施策と主な施策の内訳

# 令和8年度予算編成方針のポイント

## 1 基本方針

- 町民目線を基本に、日々の暮らしを支え、町民が暮らし良さを実感できるよう基礎的行政サービスの確保と充実に努める。
- 自然災害等から町民を守り、防災・減災対策等の行政課題に取り組む。
- 幌延町強靱化計画推進に向け、施設の老朽化・長寿命対策を進める。
- 総合計画に定める町の将来像実現に向け、基本計画に掲げる施策を推進する。特に重点戦略に登載している施策は着実に推進する。
- 町長の目標施策に掲げる「主な施策」は、令和8年度中に達成もしくは道筋がつけられるよう、着実に推進する。
- 施設の整備等の際には、再エネ導入や省エネの推進などゼロカーボンの実現に向けた施策や取組みを検討する。
- 業務の見直しは、経営資源の有効活用の観点から事務事業評価により必要性や方法、DX化等について再検討し、選択と集中の視点に立ち、施策の優先付けを行う。
- 人手不足を緩和し、しごと等を活性化するために、働き方改革を進め、人材の育成確保と定着に向けた取組みを強化する。

## 2 具体的な枠組み

- 一般財源ベースで前年度当初予算額を基準にゼロシーリングの設定とする。各事務事業単位で達成できない場合は、各部局等が分掌する事務事業全体で調整すること。
- 投資的事業は、理事者及び関係課等と事前協議を実施すること。
- 町債の発行及び債務負担行為の設定は、副町長及び総務企画課長と協議すること。

## 3 歳入に関する事項

- 地方交付税は、総務省が出口ベースで前年度対比2.0%増を概算要求しているが、今後の経済情勢等により変動が予想されるため、人口減少影響分や基準財政需要額の増減を考慮したうえで予算編成する。
- 使用料及び手数料は、利用者数の動向や施設等の運営を考慮しながら積算すること。
- 国、道支出金は、補助制度の改定動向や補助金確保の情報把握などに十分留意すること。

#### 4 歳出に関する事項

- 消費的経費（人件費及び扶助費を除く）については、一般財源ベースで前年度当初予算額の範囲内とすること。
- 公共施設等の補修は、事前に補修計画等を策定し計画的な予算計上に努めること。また、今後の超大型支出に備え、必要最小限にとどめること。
- 政策的経費は、関係課等と協議を行い、事前に理事者の指示を受けること。
- 新規事業については、必要性や効果等を十分検討し厳選するとともに、財源の確保及び既存事業の廃止（スクラップ・アンド・ビルド）または見直しにより所要一般財源を確保すること。

#### 5 特別会計に関する事項

- 特別会計についても、消費的経費（人件費及び扶助費を除く）は、一般財源ベースで前年度当初予算額の範囲内とすること。
- 収支の均衡維持を図ること。
- 公営企業会計は、適切な会計処理が行われるよう留意するとともに、見積もれのないよう十分配慮すること。

#### 6 提出期限等

- 提出に当たっては、次の期限を厳守すること。
  - ①経常的経費 令和7年12月 1日（月）
  - ②投資的経費 令和7年12月12日（金）
- 予算査定日程は、別途通知する。